

北信広域連合 地球温暖化防止実行計画

2023 年度(令和 5 年度)～2027 年度 (令和 9 年度)

2023 年 (令和 5 年) 3 月

北信広域連合

目 次

第 1 章	背景	2
1	気候変動の影響	
2	地球温暖化対策を巡る国内の動向	
第 2 章	基本的事項	3
1	計画の目的	
2	計画の期間	
3	当広域連合の事務事業・特性	
4	計画の対象とする事務・事業の範囲	
第 3 章	温室効果ガスの排出状況	6
1	対象となる温室効果ガス	
2	温室効果ガス排出要因・消費量	
3	温室効果ガス排出量	
4	温室効果ガスの削減目標	
第 4 章	目標達成に向けた取組	8
1	取組の基本方針	
2	具体的な取り組み内容	
第 5 章	進捗管理体制と進捗状況の公表	10
1	推進体制	
2	全職員への周知・意識の向上	
3	評価・公表	

第1章 計画策定の背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和2年）10月、国は2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年（令和3年）4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年（令和12年度）の温室効果ガスの削減目標を2013年度（平成25年度）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

（1）地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

2021年（令和3年）6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

（2）国・地方脱炭素実現会議

2021年（令和3年）6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

(3) 改定された地球温暖化対策計画

2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度（令和12年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

(4) 実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定

2021年（令和3年）10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度（令和7年度）までに95%、2030年度（令和32年度）までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年（令和32年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年（令和4年）2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

当広域連合における計画の策定

地球温暖化を防止することが喫緊の課題として広く全ての人類に求められている状況の中で、北信広域連合においても、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、当広域連合のあらゆる活動の中から排出される温室効果ガスを継続的に削減するための具体的な方策を明確にし、組織・職員が一丸となり取り組みを進める指針として、2008年（平成20年）3月に「北信広域連合地球温暖化防止実行計画」を策定、計画期間を5か年間（2008年度（平成20年度）～2012年度（平成24年度））としました。

当初計画期間後に策定した、前計画（2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度（令和 4 年度））の計画期間が満了を迎えることから、法第 4 条に定められた地方公共団体の責務に従い、温室効果ガスの排出量の削減方策等に関する事項について、法第 21 条第 1 項の規定に基づき、新たな実行計画を策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

令和三年六月二日公布（令和三年法律第五十四号）改正

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（以下略）

2 計画の期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とします。

3 当広域連合の事務事業・特性

当広域連合が行っている主な事業は、北信地域の振興整備事務、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営です。

養護老人ホーム（2023年度（令和5年度））

施設名	所在地	規模等
てるさと	飯山市	定員：入所65人 正規職員数8人

特別養護老人ホーム（2023年度（令和5年度））

施設名	所在地	規模等
望岳荘	木島平村	定員：入所91人・短期5人 正規職員数34人
いで湯の里	山ノ内町	定員：入所70人・短期10人 正規職員数28人
菜の花苑	野沢温泉村	定員：入所62人・短期8人 正規職員数25人
ふるさと苑	中野市	定員：入所71人・短期4人 正規職員数25人
てるさと	飯山市	定員：入所90人・短期6人 正規職員数34人

4 計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、当広域連合が行う全ての事務・事業とします。

なお、当広域連合が外部への委託等により実施するものについては対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては受託者に対して、節電のできる自動販売機の設置等、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請します。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1 対象となる温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、二酸化炭素（CO₂）のみとします。

なお、二酸化炭素（CO₂）は排出される温室効果ガスの9割以上を占めています。

2 温室効果ガス排出要因・消費量（2021年度（令和3年度））

施設別の温室効果ガス排出要因、消費量は次のとおりです。

（1）事務局（公用車2台のガソリン使用）

項目	二酸化炭素(CO ₂)	消費量
公用車のガソリン使用	○	ℓ 990

（2）①養護老人ホーム…てるさと

②特別養護老人ホーム…望岳荘 いで湯の里 菜の花苑 ふるさと苑 てるさと
（灯油、電気、プロパンガスの使用、公用車各施設2台～3台のガソリン・軽油の使用）

項目	消費量					計
	望岳荘	いで湯の里	菜の花苑	ふるさと苑	てるさと	
灯油の使用	ℓ 128,320	ℓ 112,072	ℓ 106,000	ℓ 62,813	ℓ 0	ℓ 409,205
電気の使用	kWh 461,306	kWh 256,787	kWh 312,602	kWh 338,934	kWh 674,932	kWh 2,044,561
都市ガス・プロパンガスの使用	m ³ 1,947	m ³ 985	m ³ 1,933	m ³ 2,173	m ³ 19,609	m ³ 26,647
公用車のガソリン使用	ℓ 1,139	ℓ 987	ℓ 633	ℓ 755	ℓ 1,974	ℓ 6,478
軽油	ℓ 60	ℓ 0	ℓ 1,178	ℓ 136	ℓ 426	ℓ 1,800

3 温室効果ガス排出量（2021年度（令和3年度））

2に記載した数値から積算した二酸化炭素（CO₂）推計排出量は次のとおりです。

2021年度（令和3年度）に当広域連合の事業から排出された温室効果ガスは、旧高社寮の閉所等により、前回基準年度の2016年度（平成28年度）と比較して29.6%削減されており、当初の目標である6%削減を23.6%上回る結果となっています。

項目	二酸化炭素（CO ₂ ）推計排出量（2021）						
	事務局	望岳荘	いで湯の里	菜の花苑	ふるさと苑	てるさと	合計
灯油 kg-CO ₂	—	319,517	279,059	263,940	156,404	0	1,018,920
電気 kg-CO ₂	—	172,067	95,782	116,601	126,422	251,750	762,621
都市ガス プロパンガス kg-CO ₂	—	12,091	6,117	12,005	13,494	121,772	165,478
ガソリン kg-CO ₂	2,296	2,642	2,290	1,469	1,752	4,581	15,003
軽油 kg-CO ₂	—	155	—	3,039	351	1,009	1,450
計	2,296	506,472	383,248	397,054	298,424	379,201	1,963,500
前回基準年度 （2016）排出量	事務局	望岳荘	いで湯の里	菜の花苑	ふるさと苑	高社寮 ＋ 千曲荘	合計
計	2,761	553,395	427,489	443,710	379,596	982,723	2,789,674
前回比	83.2%	91.5%	89.7%	89.5%	78.6%	38.6%	70.4%
削減率	16.8%	8.5%	10.3%	10.5%	21.4%	61.4%	29.6%

4 温室効果ガスの削減目標

（1）目標設定の基本的な考え方

①国

2021年（令和3年）10月に国では、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度比）に見直しがされました。

②県

長野県では2021年（令和3年）6月に策定された「長野県ゼロカーボン戦略」において2030年度（令和12年度）に（2010年度基準）二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を6割減、2050年度（令和32年度）にゼロを目指すとしています。

③北信広域連合

当広域連合においては、温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2013年度比）を目標に取り組むこととします。

（2）二酸化炭素排出量の削減目標

2021年度（令和3年度）時点では、2013年度比67.2%の削減となっています。

本計画（2023年度（令和3年度）～2027年度（令和9年度））では、2013年度比57.6%の削減目標とします。

年度	排出量(kg-CO ₂)	2013（平成25）年度比(%)
2013（平成25）実績	2,920,277	100.0
2021（令和3）実績	1,963,500	67.2
2027（令和9）本計画での目標	1,683,855	57.6
2030（令和12）目標	1,460,138	50.0

※2027年度目標の算出

①2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までに削減すべき目標排出量(kg-CO₂)

$$1,963,500 - 1,460,138 = 503,362$$

（2021年度）（2030年度）（ア）

②2021年度（令和3年度）から2030（令和12）年度までの9年間において単年度に削減すべき排出量(kg-CO₂)

$$503,362 \div 9 = 55,929$$

（ア）（年間）（イ）

③本計画における2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間に削減すべき排出量(kg-CO₂)

$$55,929 \times 5 = 279,645$$

（イ）（年間）（ウ）

④2027年度（令和9年度）の目標排出量(kg-CO₂)

$$1,963,500 - 279,645 = 1,683,855$$

（2021年度）（ウ）（本計画での目標）

第4章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

これまでの計画の取り組みは継続することし、新たにLED化、DX化等に取り組みます。

2 具体的な取り組み内容

(1) 環境に配慮した物品を購入

- ①用紙類の購入または印刷物の作成時には可能な限り古紙配合率が高く、白色度の低い製品を購入・使用します。廃木材、間伐材、廃プラスチックを再生するなどした環境保全型商品（エコ商品）の購入に努めます。
- ②使い捨て製品を避け、詰め替えや交換の可能な製品を購入します。
- ③リサイクルできる製品、または廃棄に際して環境にやさしい製品を購入します。
- ④OA機器等の導入や更新時には、省エネルギータイプの機器を導入します。

(2) 省エネ活動の励行

- ①不要な照明器具は消灯しデマンド制御の導入を勧め、可能な限り節電に努めます。
- ②不必要な電気器具・パソコン等の電源OFFを励行します。
- ③ミスコピーの防止に心がけ、資料等は適正量で印刷すると共に、裏面使用・両面コピーを励行します。
- ④水道水の節水利用に努め、流したままや、二度流しをしません。
- ⑤冷暖房の温度設定、運転時間については適正運転に努めます。
- ⑥夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズに努めます。
- ⑦可能な限り公共交通機関を利用します。
- ⑧近距離移動は徒歩（又は自転車）で移動します。
- ⑨カーテンやブラインドなどを効果的に使用します。
- ⑩ペーパーレスに取り組みます。

(3) 公用車運転時の留意事項

- ①経済運転の徹底をします。（暖機運転の抑制、アイドリングストップ、不要物の不積載、車両の適正な整備、急発進・急加速の抑制、相乗り、カーエアコンの適正使用）
- ②計画的な運行に努めます。

(4) 老人ホーム

- ①節電等により、二酸化炭素の排出削減に努めます。
- ②より環境にやさしい設備・備品の導入を進めます。
- ③ゴミを極力削減すると共に分別収集を徹底し、資源のリサイクルに配慮します。
- ④施設周辺に木・花などを植え、緑化を推進するよう努めます。

(5) 新規取組について

①電気自動車の導入

環境にやさしい電気自動車の導入を推進します。

②DXの推進

例規集のデジタル化、FAXから電子メールへの移行等を推進します。

③オンライン会議の開催

車の移動を無くすことで二酸化炭素排出量の削減に努めます。

④長期工事・備品計画における省エネルギータイプの機器の導入

(ア) ボイラー更新

ボイラー更新を行う事により、灯油使用料の削減を行います。(望岳荘、菜の花苑、ふるさと苑) また、ボイラー以外の熱源への移行を検討します。

(イ) 照明器具のLED化

電力消費量の削減を行います。(いで湯の里、菜の花苑、ふるさと苑)

(ウ) エアコンの更新

電力消費量の削減を行います。(望岳荘、いで湯の里、菜の花苑、ふるさと苑)

⑤ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(ア) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図ります。

事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を図ります。

(イ) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進します。

(ウ) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促します。

第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

当広域連合内に、「温室効果ガス削減推進委員会」を組織します。
委員会は、次の系統によって組織し、本計画の推進を図ります。
地球温暖化対策推進責任者については、各副委員長とします。

委員長	事務局長（全体の掌握・指導）
副委員長	事務局次長（委員長代理、全体の掌握・指導）
〃	望岳荘施設長（望岳荘の掌握・指導）
〃	いで湯の里施設長（いで湯の里の掌握・指導）
〃	菜の花苑施設長（菜の花苑の掌握・指導）
〃	ふるさと苑施設長（ふるさと苑の掌握・指導）
〃	てるさと施設長（てるさとの掌握・指導）
委員	望岳荘事務長（望岳荘の掌握・指導）
〃	いで湯の里事務長（いで湯の里の掌握・指導）
〃	菜の花苑事務長（菜の花苑の掌握・指導）
〃	ふるさと苑事務長（ふるさと苑の掌握・指導）
〃	てるさと事務長（てるさとの掌握・指導）
〃	総務係長（事務局・施設の掌握・指導、庶務）
〃	保険福祉係長（施設の掌握・指導、庶務）

2 点検・評価・見直し体制

副委員長及び委員は、各職場単位に、全職員に対し本計画の周知徹底を図ると共に、実践活動を指導します。（随時）

3 評価・公表

当広域連合は、温室効果ガス削減推進委員会を通して温室効果ガスの排出状況を取りまとめるとともに、各施設の取組状況を評価し、その結果を公表するものとします。